

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達物品の名称

プロパンガス

(2) 納入期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 年間納入予定数量

1,700 立方メートル ただし、予定数量を保障するものではありません。

(4) 納入場所

鳥取県立農業大学校内の次の施設及び教室（計 11 箇所）

農業学習館、野菜教室、農産加工室、厨房、牛舎（2 箇所）、畜産教室、バイテク棟、果樹教室、科学実験室、旧本館事務所

※詳細は別添プロパンガス納入場所のとおり。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類のプロパンに登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 令和 3 年度以降に、鳥取県中部地区管内にある国、県、地方公共団体が発注した本件入札に示した物品（以下「本物品」という。）を年間 1,000 立方メートル以上提供する契約を履行した実績を有する者であること。

(6) プロパンガスの管理保安上、緊急対応が必要な際に 30 分以内に到着可能な職員体制を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部農業振興局農業大学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び本物品の仕様に関する担当部局

〒682-0802 鳥取県倉吉市関金町大鳥居 1238

鳥取県農林水産部農業振興局農業大学校総務担当

電話 0858-45-2411

ファクシミリ 0858-45-2412

電子メール nogyodaigaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年2月20日（木）から同年3月5日（水）までの間にインターネットの鳥取県立農業大学校ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/noudai/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月20日（水）から同年3月5日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定通信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月21日（金）午後10時00分即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日（水）午後5時までとする。）

イ 場所

鳥取県倉吉市関金町大鳥居1238

鳥取県立農業大学校第1セミナー室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和7年2月25日（火）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和7年2月27日（木）にインターネットの鳥取県立農業大学校ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/noudai/>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあっては、7の事前提出物を作成の上、令和7年3月5日（水）正午までに、郵便等又は持参により4の（1）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、（1）の書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 2の(4)を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）
- (3) 2の(5)に該当する契約書の写し。なお、契約書に年間予定数量の記載がない場合は、年間実績数量が確認できる資料を添付すること。

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年3月10日（月）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県農林水産部農業振興局農業大学校長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年3月12日（水）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県農林水産部農業振興局農業大学校長は、説明を求めた者に対して令和7年3月14日（金）までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、入札書（様式第4号）により行うものであること。
- (2) 入札書には、次のア、イに示す方法により算出した基本料金と従量料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として記載すること。なお、この調達は単価契約によるものであり、入札書に記載された単価を契約書記載単価とするため、落札額が契約金額とならないので注意すること。
ア 基本料金
　納入場所1箇所あたりの1ヶ月の基本料金の単価（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。）に1の(4)に示す納入場所数（11箇所）及び年間納入予定月数（12ヶ月）を乗じて得た金額のこと。
イ 従量料金
　1立方メートル当たりの単価（容器代を含む。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。）に1の(3)に示す年間納入予定数量（1,700立方メートル）を乗じて得た金額のこと。
- (3) 委任状及び入札書の宛名は「鳥取県農林水産部農業振興局農業大学校長 福本 由美」とすること。
- (4) 入札書は、調達物品の名称及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (5) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札時に、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。
- (9) 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。
　なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (10) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、この入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (12) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは当該箇所に押印しなければならない。ただし、金額は、これを改めることができない。
- (13) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、入札書と併せて委任状（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、9の(2)で入札書に記載した入札金額（以下「支払予定総額」とする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りではない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (8) 記名のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆又は温度によって無色になるインクを使用したボールペンで記載した入札
- (10) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札

12 落札者の決定方法

本物品を指定する場所に確実に納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行つた者を、落札者とする。

なお、最低の価格をもつて有効な入札を行つた者が2者以上いるときは、くじにより決定する。

13 契約書作成の要否

要

14 電子契約サービス

発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）を、4（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約締結に同意した受注者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより電子契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

15 手続における交渉の有無

無

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があったとき、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがあることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反する事が判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（5）再委託の禁止

受注者は、再委託をしてはならない。

（6）10の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を、4の（1）の場所に提出すること。

（7）鳥取県議会令和7年2月定例会において本物品に係る予算（以下「予算」という。）が成立し

なかつた場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかつた場合は、落札決定を行わない。